主 文 本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告の趣旨および理由は別紙記載のとおりである。

まず本件抗告の適否について判断する。

緊急命令は、労働委員会の救済命令に対し行政訴訟が提起され、救済命令の確定が遅ずることによって労働者の生活あるいは労働者の団結権が侵害に係属して労働者の申立により働者の取消訴訟が現に係属の申立により、労働委員会の申立に表明所が、使用者に対し判決の確定に至るを初済命令の全部といび、使用者に対し判決の確定に至るを認定には、の本質には、の書である。の申立を認定に対しているが、ないところからみて、緊急の令の申立を表別である。もした規定の方法により上級裁判所は、緊急の令が立てないとは異論の存しないところが、のときまでに訴訟に現れた資料に基づいても、済命令の申立をものときまでに訴訟に現れたも、訴訟の進行中に先に発したの当さるがら、右命令を発した後においても、訴訟の進行中に発した命令を知りにといるときるものとされ、当事者にも右取消し変更の申立をすることができるものとされ、当事者にも右取消し変更のもないる。

〈要旨〉しかしながら、裁判所が右当事者(主として使用者)の申立を却下した決定に対しては、当事者は抗告をなし〈/要旨〉得ないものと解するを相当とする。けだし緊急命令の取消し又は変更に関する裁判は受訴裁判所の再度の考案としてなられるものであり当事者の申立を却下する決定は、その実質において先になした緊急命令を相当として維持するものに外ならない。したがつて、取消し変更の申立を却下した決定に対して抗告をなし得るものとすれば、実質的には緊急命令そのものに対する不服申立としての抗告を許容するのと選ぶところがなくなるばかりでなく、裁判所が職権でその命令を取り消し又は変更した決定に対し労働委員会に抗告の方途が認められていないこととの均衡上からも、上記当事者の取消し又は変更の申立を却下する決定に対しては民事訴訟法第四一〇条の規定にかかわらず抗告を許容すべきでないと解せざるを得ないからである。

よつて、本件抗告はその余の判断に入るまでもなく不適法としてこれを却下する こととし、抗告費用は抗告人の負担として主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 杉山孝 裁判官 田中恒郎 裁判官 島田礼介)